

参考資料

総務省自治行政局公務員部応援派遣室

○ 相互応援協定の状況

・(例)静岡県(14協定)

締結先の 都道府県又は指定都市	協定等名称	締結年月日
福井県	中部9県1市災害時等の応援に関する協定	平成7年11月14日締結 平成19年7月26日改定
滋賀県	中部9県1市災害時等の応援に関する協定	平成7年11月14日締結 平成19年7月26日改定
東京都	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
茨城県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
栃木県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
群馬県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
埼玉県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
千葉県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
神奈川県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
山梨県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
新潟県	中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定	平成27年8月27日
山梨県	中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定	平成27年8月27日
鹿児島県	鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	平成23年11月14日
熊本県	熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	平成23年7月25日

・(例)徳島県(3協定)

締結先の 都道府県又は指定都市	協定等名称	締結年月日
九州地方知事会構成県	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成23年10月31日
福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日
関西広域連合	関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成29年6月6日

総行派第21号
令和3年3月31日

各都道府県知事 殿
(人事・防災・市区町村担当課扱い)
各指定都市市長 殿
(人事・防災担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部長
(公 印 省 略)

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦について (依頼)

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員 (以下「総括支援員等」という。) については、「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱 (以下「登録要綱」という。)」第4条により地方公共団体の推薦を受けて、登録要綱第5条の登録要件を満たす者を総務省において名簿に登録することとしています。

つきましては、登録要綱第4条第1項の規定に基づき、総括支援員等の推薦を依頼しますので、別紙をご参照のうえ、下記により御推薦いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知いただくとともに、市区町村 (指定都市を除く。) からの推薦がある場合には、とりまとめの上御報告いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1 推薦方法

別記様式1-1及び1-2「災害マネジメント総括支援員等推薦書」を電子メールにより提出

2 推薦期間

令和3年5月17日 (月)

(上記期限をもって推薦を受け付けますが、登録要綱第4条第2項に規定するとおり、期限後においても随時の推薦を受け付けます。)

3 留意事項

- (1) 令和3年4月1日時点での推薦をお願いいたします。
- (2) 推薦基準については、以下の通りです。適任者の推薦について積極的に御検討いただきますようお願いいたします。
 - ①災害マネジメント総括支援員 (次のいずれにも該当する者)
 - ・災害対応に関する知見を有する者
 - ・地方公共団体における管理職の経験を有する者若しくは所属の管理運営に携わる職員であって、当該地方公共団体がその責任において推薦する者
 - ・地方公共団体において5年以上の勤務経験を有する者
 - ②災害マネジメント支援員 (次のいずれかに該当する者)
 - ・避難所運営業務に関する知見を有する者
 - ・罹災証明書の交付業務に関する知見を有する者
 - ・その他災害対応業務に関する知見を有する者
- (3) 別記様式1-2の「派遣担当部署連絡先」については、総務省が災害マネジメント総括支援員等の派遣の協力を依頼する際の窓口となる部署の連絡先を 勤務時間外や休日に派遣の協力を依頼する可能性があることを踏まえて記載してください。
- (4) 推薦者を対象とした登録研修については、令和3年度はWeb上で通年実施する予定です。
 - ・詳細につきましては別途ご連絡いたします。
 - ・登録手続については、当該研修を受講いただいた後に行う予定です。
- (5) 災害マネジメント総括支援員の登録情報の取扱いについては、「災害マネジメント総括支援員の登録情報の取扱いについて (平成30年5月29日付事務連絡)」において通知したとおりです。また、災害マネジメント支援員の登録情報の取扱いについても災害マネジメント総括支援員と同様といたします。

連絡先 (提出先)
公務員課応援派遣室
電 話 03-5253-5230 (直通)
MA I L ouenhaken@soumu. go. jp

(別紙)

積極的な推薦のために留意していただきたい事項

1. 災害マネジメント総括支援員の積極的な養成、登録

(1) 応援派遣室において必要と考えている登録者数

昨今の災害に係る応援派遣の状況に鑑み、被災地に1週間交代で3週間派遣することを想定すると、各都道府県及び指定都市において、災害マネジメント総括支援員については3名以上、災害マネジメント支援員については6名以上の確保が必要であると考えられること。

また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害への対応を考慮すると、各都道府県及び各指定都市において、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員について更なる確保が必要であると考えられること。

※各都道府県には市区町村を含む。

(2) 自団体の災害対応力の強化

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の知見は、自団体の災害が発生した場合における被害状況の把握や、他団体からの応援職員の要否の判断、関係機関との調整等において有用であり、災害対応力の強化につながる。

(3) 養成、登録推進の要請

上記を踏まえ、積極的に職員を推薦いただくとともに、研修を受けてもらうことで災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録者数確保に努めていただきたいこと。

また、防災担当部署等に所属する職員を充て職的に登録し、当該部署等から異動することを理由に登録を抹消する団体も見受けられるところであるが、異動後も引き続き登録を維持していただくとともに、防災担当部署等以外の他の部署の職員においても、積極的に推薦いただくことで、登録者数の確保を図ることも重要であると考えられること。

2. 令和3年度における制度運用の変更点

(1) 災害マネジメント総括支援員の要件緩和

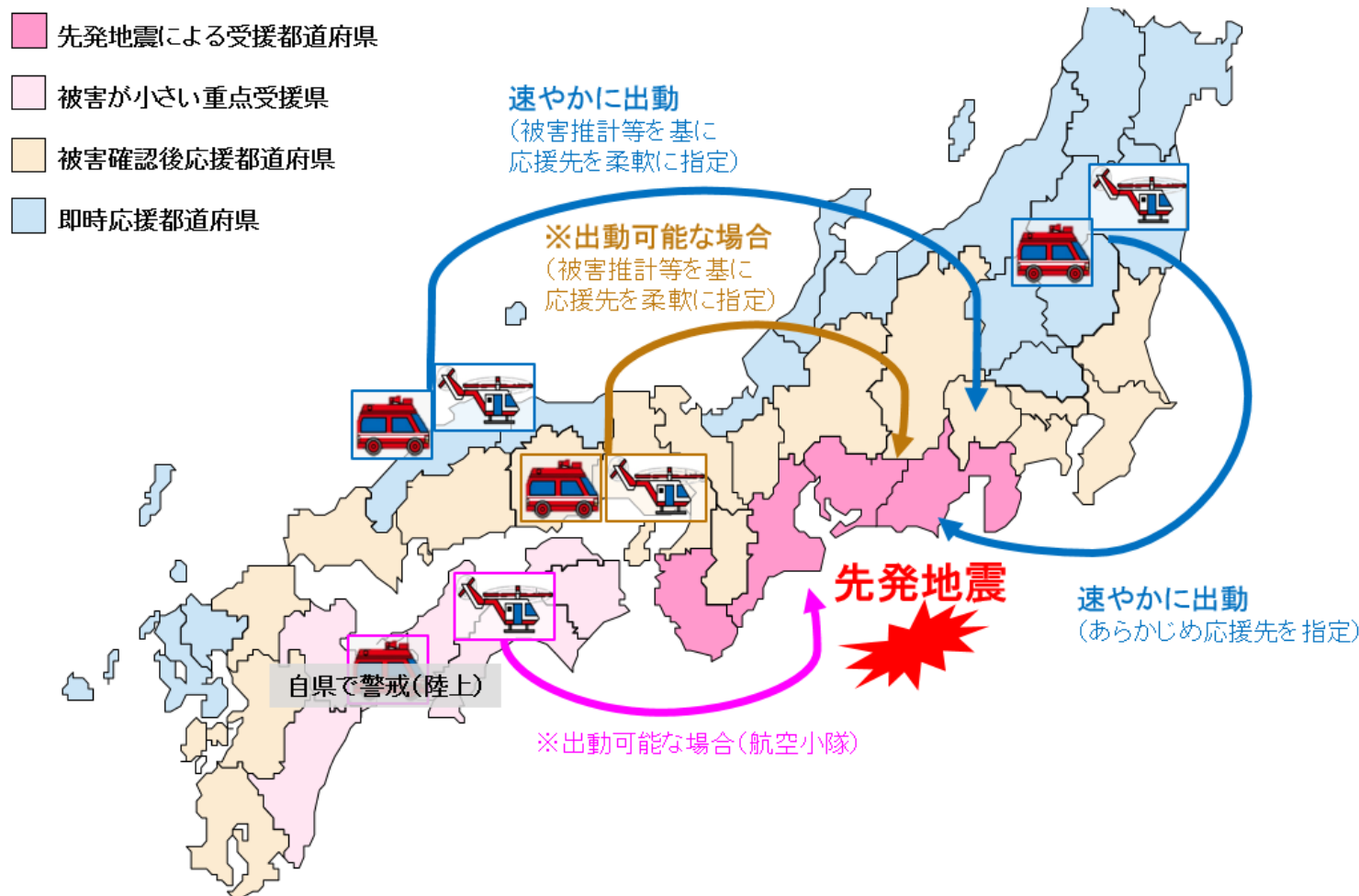
災害マネジメント総括支援員の要件については、「所属の管理運営に携わる職員であって、当該地方公共団体がその責任において推薦する者」を加えたところであり、ここにいう「所属の管理運営に携わる職員」については、課長補佐等の特定の職名にかかわらず、所属の管理運営に携わっている職にある者が対象となるものであること。

(2) 研修の通年化、WEB化

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の登録者数の増加に資するため、研修をWEB開催とし、通年化を予定していること。

○重点受援県の陸上隊は、対象地震発生後1週間は後発地震に備え、地元で警戒業務を行い、応援は行わない。

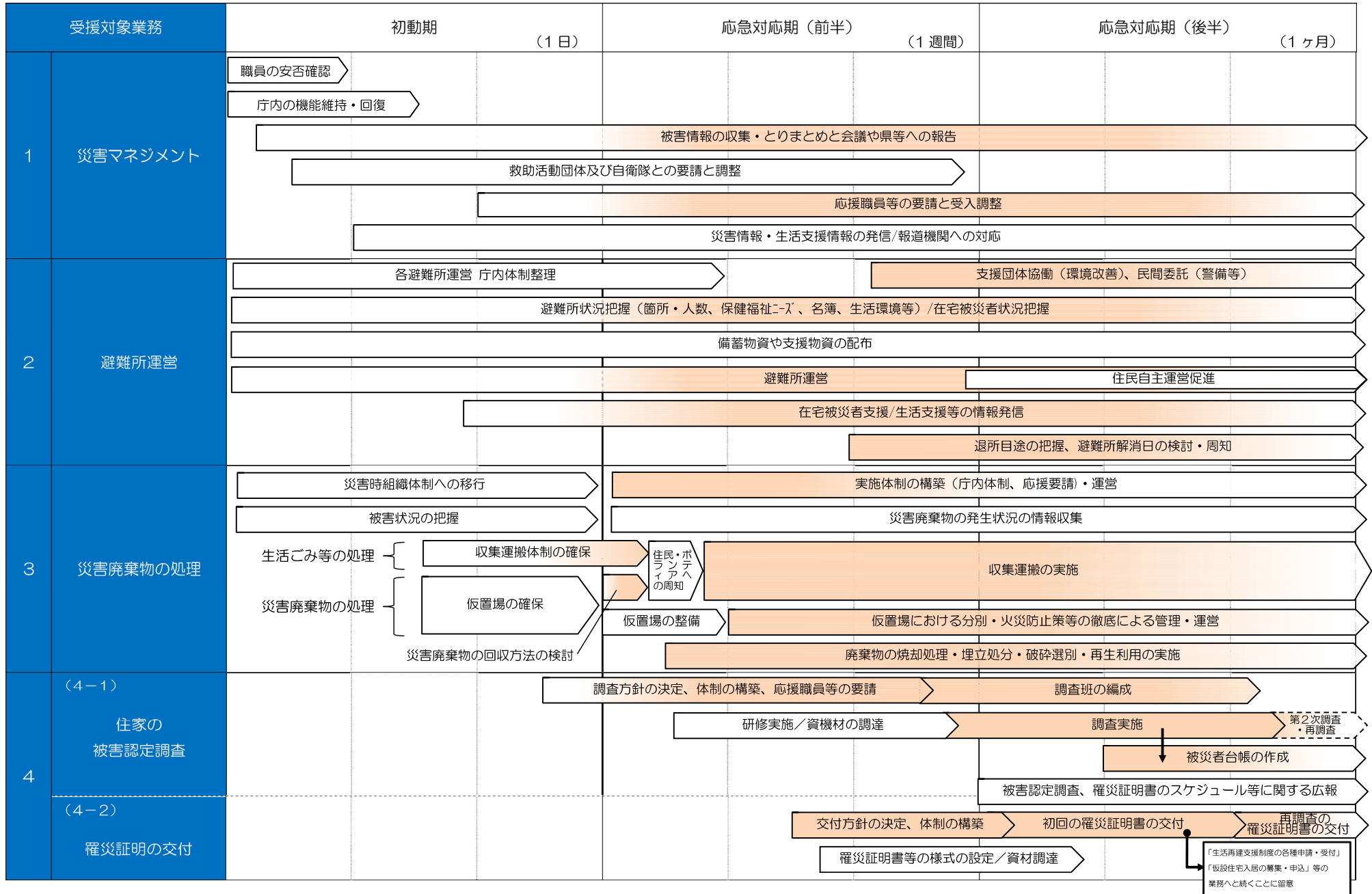
○重点受援県の航空小隊は、転用容易のため、出動が可能な場合、応援を行うことができるものとする。



【想定震源域の東側でM8クラスの地震が発生した場合の応援出動イメージ】

受援対象業務 全体タイムライン

※ 応援要請を検討する主な業務

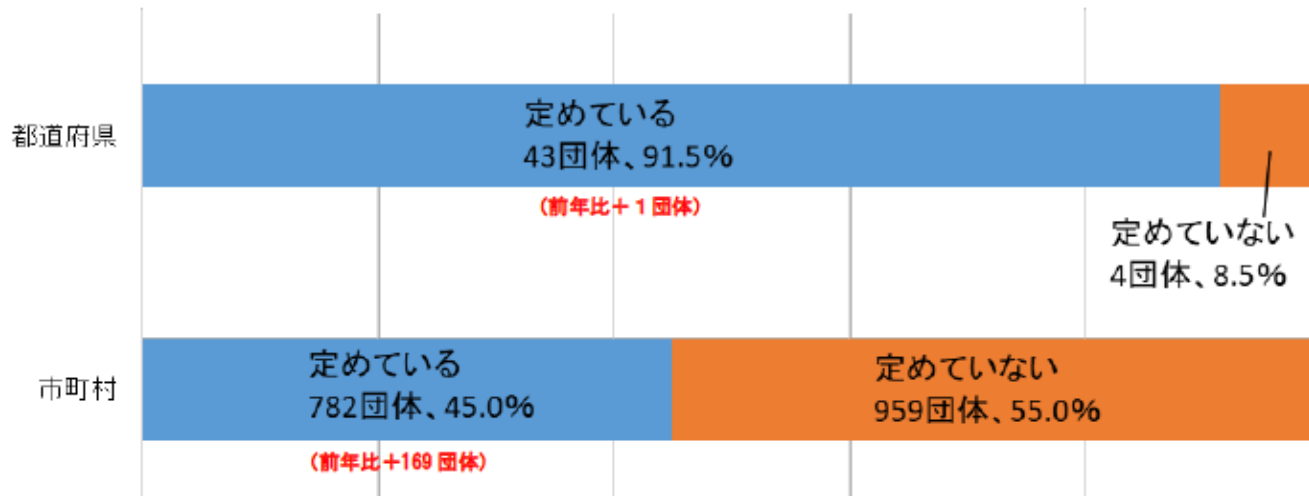


《防災基本計画(令和2年5月中央防災会議決定)における規定(抜粋)》

第2編 各災害に共通する対策編 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (5)防災関係機関相互の連携体制

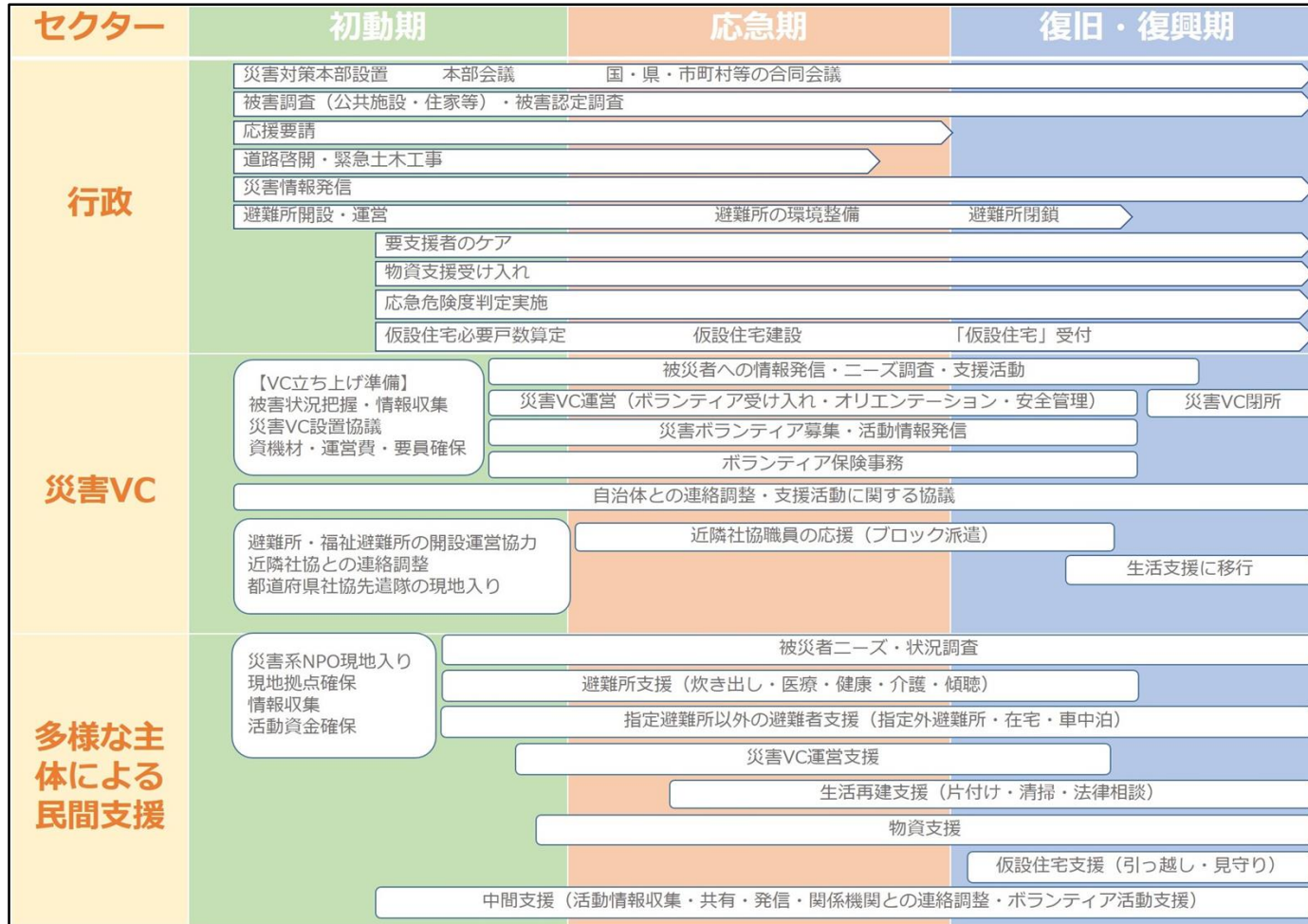
○ 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模やのニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、 応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

《地方公共団体の業務継続計画における「受援に関する規定」の策定状況》



総務省消防庁「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果」(令和3年2月25日)

○ 内閣府「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」(平成30年4月)
 (http://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf) 39ページ



※ 本ガイドブックにおいては、
初動期：「災害」から「災害VC開設」まで
応急期：「災害VC開設」から「仮設住宅入居開始」まで
復旧・復興期：「仮設住宅入居開始」以後 と定義している。

- 内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）」
(http://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf) 36ページ

3. ボランティア団体と情報共有する場の設置

ボランティア団体が被災地方公共団体や応援地方公共団体と情報共有する場の設置が、円滑な被災者支援の実現のためには必要不可欠である

解説

ボランティア団体は、被災者や被災地の現状について、機動的に動くことで把握できる立場にあり、これらと連携することで、被災地の課題や支援を進めるべき事項について、高い感度で把握が可能になる。

地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとされています。

■防災基本計画(第2編第2章第11節 1ボランティアの受入れ)

○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

○また、地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

- 内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）」
(http://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf) 36ページ（続きの部分）

ポイント 災害対応の主体である「ボランティア団体」と情報共有の場を設ける

地方公共団体とボランティア団体及びボランティア間の定期的な情報共有の場を設けることで、被災地の現状を包括的に把握し、適切な支援の実現が可能になります。同時に、それぞれの場で活動するボランティア団体に対しても、全体像の把握を促すことが可能になり、バランスのとれた支援が期待されます。

熊本地震では、熊本県・熊本市などで行政・NPO・社協等の連携会議が極めて速い段階で実施されている



熊本地震・支援団体火の国会議

総務省消防庁「南海トラフ地震等における緊急消防援助隊アクションプラン」(平成28年3月、抜粋)

1 当該被害想定を踏まえ、本アクションプランは、以下の(1)、(2)の条件をいずれも満たす地震が発生した場合に適用する。

(1)発生した地震の震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当すること。

【表2 震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名				
山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
淡路島付近	播磨灘			
徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(2)発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合。

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方:山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方:兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方:徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官(以下「長官」という。)が判断した場合に適用する。

総務省消防庁「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」(平成29年3月、抜粋)

1 本アクションプランは、東京23 区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用する。

2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官(以下「長官」という。)が判断した場合に適用する。

【表1 都心南部直下地震における都道府県別全壊・焼失棟数及び死者数】

	(冬夕、風速8m/s)				
	(全壊・焼失棟数)				
	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
茨城県	約 60	約 1,200	—	約 30	約 1,300
栃木県	—	約 80	—	約 10	約 80
群馬県	—	約 80	—	約 10	約 90
埼玉県	約 21,000	約 4,900	約 20	約 71,000	約 97,000
千葉県	約 11,000	約 5,600	約 80	約 25,000	約 42,000
東京都	約 105,000	約 7,000	約 300	約 221,000	約 333,000
うち都区部	約 97,000	約 6,800	約 200	約 195,000	約 299,000
神奈川県	約 37,000	約 2,800	約 700	約 95,000	約 136,000
山梨県	—	—	—	—	—
静岡県	—	—	—	—	—
合計	約 175,000	約 22,000	約 1,100	約 412,000	約 610,000

—：わずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

	(死者数)				
	建物倒壊等 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
茨城県	—	—	—	—	—
栃木県	—	—	—	—	—
群馬県	—	—	—	—	—
埼玉県	約 700	約 90	—	約 1,600 ～約 3,000	約 20 約 2,400 ～約 3,800
千葉県	約 400	約 50	—	約 500 ～約 1,000	約 20 約 900 ～約 1,400
東京都	約 4,000	約 400	約 20	約 4,500 ～約 8,400	約 300 約 8,900 ～約 13,000
うち都区部	約 3,700	約 300	約 10	約 4,000 ～約 7,400	約 300 約 8,000 ～約 11,000
神奈川県	約 1,300	約 100	約 40	約 2,100 ～約 4,000	約 100 約 3,600 ～約 5,400
山梨県	—	—	—	—	—
静岡県	—	—	—	—	—
合計	約 6,400	約 600	約 60	約 8,900 ～約 16,000	約 500 約 16,000 ～約 23,000

—：わずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

総行派第20号
令和2年5月22日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事・防災・市区町村担当課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事・防災担当課扱い）
殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課応援派遣室長
（公 印 省 略）

被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における
新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システムにつきましては、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアル」に基づく運用に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での応援職員の派遣については、感染症の拡大防止に万全を期すことが重要であることから、受援側地方公共団体（被災市区町村及び被災都道府県）、応援側地方公共団体（総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村）それぞれにおける留意事項を下記のとおりとまとめました。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意いただき、平時からの準備や災害時の対応を行っていただきますとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を周知いただきますよう併せてお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 受援側地方公共団体

(1) 職員が活動する場所において、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推

進するとともに、手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

※災害対策本部の対応については、別紙の①を踏まえること。

※避難所の対応については、別紙の②～⑤を踏まえること。

(2) 感染症対策に必要な物資・資材については、平時の事前準備も含め、その確保に努めること。

(3) 応援業務の選定に当たっては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性のほか、地元事業者等への業務委託等についても検討するなど、業務の効率化・省力化を図ることを通じ、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意すること。

(4) 応援要請にあたっては、受援側地方公共団体における感染者発生状況等の情報を確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。また、受援開始後の日々の情報についても、災害対応に従事する職員に係る状況を含め、同様に確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた旨の連絡を受けたときには、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体への連絡が円滑に行えるよう、必要な対応の調整を行うこと。

2 応援側地方公共団体

(1) 派遣前の検温、被災地で活動中の定期的な検温を実施する等、派遣職員の健康管理を徹底すること。派遣前に発熱やせき等の症状が見られた職員の派遣は控えること。また、派遣から帰任した後も、当面の間定期的な検温を継続する等健康管理に気を配ること。

(2) 派遣職員においては、活動現場、宿泊先及び移動時等、常時、定期的な手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

(3) 会議等を行う際は、出席者を必要最低限とし、出席者間の間隔を広く保ち、必要以上の交錯がないように導線に留意し、十分な換気を行うことにより、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推進すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた場合には、当該職員を個室や開放スペース等に隔離するとともに、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に連絡し、対応の指示を仰ぐこと。また、

当該職員の濃厚接触者についても同様に受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に対応の指示を仰ぐとともに、派遣職員の交代を検討する等、健康管理を徹底すること。

※濃厚接触者の定義については、別紙の⑥を参照すること。

(別紙)

関連する通知等

なお、新型コロナウイルス感染症に関する政府等における対策等については、以下をご参照ください。

- ・新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房HP）
<https://corona.go.jp/>
- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項（日本感染症学会HP）
http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/2019ncov_ippan_200203.pdf

連絡先 公務員部公務員課応援派遣室 電話 03-5253-5230（直通）

【災害対策本部関係】

- ① 「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」
（令和2年4月27日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf

【避難所関係】

- ② 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
（令和2年4月1日付け府政防第779号・消防第62号・健感発0401第1号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200401_bousai_62.pdf
 - ③ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
（令和2年4月7日付け内閣府・消防庁・厚生労働省事務連絡）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200407_bousai_jimu1.pdf
 - ④ 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」
（令和2年4月28日付け内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁事務連絡）
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200428jimurenraku.pdf>
 - ⑤ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」
（令和2年5月21日付け府政防第939号・消防第87号・健感発0521第1号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200521_bousai_87.pdf
- 【濃厚接触者の定義】
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
（国立感染症研究所感染症疫学センター）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>